

東日本大震災（福島第一原子力発電事故を含む）により被災した 在学生に対する平成 24 年度の特別措置要項

趣 旨

この要項は、東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）により被災した在学生に対して措置する、授業料・教育充実費・実験実習料（以下「授業料等」という。）の減免及び修学支援助成金の給付に関して必要な事項を定める。

在学生に対する取扱い

1 対象者

本学の学部生・大学院生のうち、『東日本大震災により、「災害救助法の適用を受けた地域」に本人若しくは学費支弁者が居住して被災した者』（以下「被災者」という。）で、平成 23 年度に「授業料等の減免」を受けた在学生

ただし、平成 23 年度末をもって、最短修業年限に達した者を除く。

2 経済的支援の基準

被害状況及び現在の家計状況を勘案して、次のとおり授業料等を減免するとともに、修学支援助成金を給付する。

| 被害状況及び現在の家計状況 | | 授業料等の減免 | 修学支援助成金 |
|--|-------------------------------|-----------------|--------------------|
| 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者で、 | 現在も、家計の回復が見込めず、修学を継続することが困難な者 | 春学期・秋学期の授業料等の全額 | 春学期・秋学期 各 48 万円 |
| 家屋の半壊など、上記に至らない被災者で、 | | 春学期・秋学期の授業料等の半額 | 春学期・秋学期 各 24 万円 |
| 震災当時、福島第一原子力発電所事故で「警戒区域」「計画的避難区域」に指定された地域に居住しており、現在、避難生活をしている者で、 | | 春学期・秋学期の授業料等の全額 | 春学期・秋学期 各 48 万円 |

3 経済的支援対象者の決定

- (1) 経済的支援を希望する者は、 に定める申請書類を平成 24 年 6 月 13 日（水）までに、当該キャンパスの事務窓口（千里山キャンパスは学生センター奨学支援グループ、その他のキャンパスは各奨学金窓口）へ提出し、本学が設置する判定会議の議を経て学長が対象者を決定する。
- (2) 授業料等減免措置を申請した者は、平成 24 年 5 月 31 日（木）までに学費の延納手続を行うものとする。
- (3) 秋学期の経済的支援措置は、別途申請する扱いとする。

4 適用期間

平成 24 年度 1 年間とする。

申請書類

- 1 「東日本大震災」被災者特別措置申請書（平成 24 年度春学期 在學生用）
〔様式 1〕及び〔様式 2〕

次のファイルをダウンロードして使用してください。

[「東日本大震災」被災者特別措置申請書（平成 24 年度春学期 在學生用）〔様式 1〕](#)

[「東日本大震災」被災者特別措置申請書（平成 24 年度春学期 在學生用）〔様式 2〕](#)

- 2 証明書等

「『東日本大震災』被災者特別措置申請書（平成 24 年度春学期 在學生用）〔様式 2〕」において、該当する項目に応じた書類を提出してください。

「給与支払見込証明書〔様式 3〕」あるいは「無職証明書〔様式 4〕」の提出が必要な場合は、次のファイルをダウンロードして仕様してください。

[給与支払見込証明書〔様式 3〕](#)

[無職証明書〔様式 4〕](#)

なお、本学が必要と認めた場合は、それ以外の書類の提出を求めることがある。

その他

- 1 諸費についても同様に減免する。
- 2 「授業料等の減免」と、本学が独自に実施する他の給付奨学金制度との併用はできない。

以上